

改め、同表の熱帯産果実のアボカドの項、キウイの項、グアバの項、なつめやしの項、パイナップルの項及びパッションフルーツの項中

「酸化フェニタキス」 2.0ppm 〔を〕 「酸化フェニタキス」 5.0ppm 〔に〕

改め、同表の熱帯産果実のバナナの項中

「酸化フェニタキス」 5.0ppm 〔を〕 「酸化フェニタキス」 1.0ppm 〔に〕

改め、同表の熱帯産果実のパパイアの項及びマンゴーの項中

「酸化フェニタキス」 2.0ppm 〔を〕 「酸化フェニタキス」 5.0ppm 〔に〕

改め、同表のベリー類果実のいちじくの項中

「酸化フェニタキス」 3.0ppm 〔を〕 「酸化フェニタキス」 1.0ppm 〔に〕

改め、同表のベリー類果実のクランベリー、ハックルベリー、ブラックベリー、及びブルーベリーの項中

「クロロゲンチジン」 1.0ppm 〔を〕 「クロロゲンチジン」 2.0ppm 〔に〕

改め、同表のベリー類果実のラズベリーの項中

「クロロゲンチジン」 1.0ppm 〔を〕 「クロロゲンチジン」 2.0ppm 〔に〕

改め、同表のベリー類果実の上記以外のベリー類果実の項中

「クロロゲンチジン」 1.0ppm 〔を〕 「クロロゲンチジン」 2.0ppm 〔に〕

改め、同表のベリー類果実の上記以外のベリー類果実の項中

「クロロゲンチジン」 1.0ppm 〔を〕 「クロロゲンチジン」 2.0ppm 〔に〕

第一食品の部D各条の項の○穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの1穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の目的(4)の表のいも類のかんじよの項中

「ピロニカーブ」 0.10ppm 〔を〕 「ピロニカーブ」 0.50ppm 〔に〕

改め、同表のいも類のはれいしよの項中

「フルトラニル」 0.2ppm 〔を〕 「フルトラニル」 0.5ppm 〔に〕

改め、同表のうり科野菜のきゅうり(ガーキンを含む。以下同じ。)の項中

「フルシムリネート」 0.50ppm 〔を〕 「フルシムリネート」 1.0ppm 〔に〕

改め、同表のなす科野菜のなすの項中

「酸化フェニタキス」 2.0ppm 〔を〕 「酸化フェニタキス」 6.0ppm 〔に〕

改め、同表のえだまめの項中

「フルシムリネート」 0.50ppm 〔を〕 「フルシムリネート」 2.0ppm 〔に〕

改め、同表のさといもびの項中

「ベンチナメタリン」 0.05ppm 〔を〕 「ベンチナメタリン」 0.1ppm 〔に〕

改め、同表のさといもびの項中

「ベンチナメタリン」 0.05ppm 〔を〕 「ベンチナメタリン」 0.1ppm 〔に〕

第一食品の部D各条の項の○穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの2穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の試験法の日中「得られた値」を「得られたもの」に改め、同目的(9)の4.のり中「マクロメタリン」の次に「ピロニカーブ」を加え、同目的(9)の5.のりを次のように改める。

b 定量試験

a 定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果に基づき、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行い、キサロホッフの含量を求める。さらに、次式により、キサロホッフエチルの含量を求める。

キサロホッフエチルの含量(ppm) = 1.08 × キサロホッフの含量(ppm)

第一食品の部D各条の項の○穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの2穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の試験法の日中「電子顕微鏡法」を「電子顕微鏡法」に改め、同目的(9)の4.のり中「マクロメタリン」の次に「ピロニカーブ」を加え、同目的(9)の5.のりを次のように改める。

第一食品の部D各条の項の○穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの2穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の試験法の日中「50ml」を「25ml」に改める。

「洗う」を「洗う操作を2回繰り返す。」に改める。

〇厚生省告示第三百七十号

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四第二項の規定に基づき、平成五年四月厚生省告示第百一十号(老人福祉法第十条の四第二項の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の種目を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十二年十二月四日

厚生大臣 津島 雄二

〇農林水産省告示第四百七十七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)第二十条第六号及び第二十七条第一項第四号の規定に基づき、平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件)の一部を次のように改正し、平成十三年一月六日から施行する。

平成十二年十二月四日

農林水産大臣 谷 洋一

「特殊寝台、マットレス、エアパッド、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具」、「歩行支援用具、痴呆性老人徘徊感知機器」及び「車いす、移動用リフト」を削る。

〇厚生省告示第十六号

農林水産省告示第十六号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十三条の規定に基づき、平成十二年十一月十六日付けをもって次のように指定認定機関を指定したので、同法第二十三条第一号の規定に基づき、公示する。

平成十二年十二月四日

厚生大臣 津島 雄二

農林水産大臣 谷 洋一

〇農林水産省告示第四百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十二年十二月四日

農林水産大臣 谷 洋一

解除に係る保安林の所在場所 静岡県袋井市 愛野字山田川二二六五の十六(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

解除の理由 鉄道用地とするため(次の図)は、省略し、その図面を静岡県庁及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。)